国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

五月三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

議案送付

五月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第百九十二回国会内閣提出、本院継続審査）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

議案通知

五月三十日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

五月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

トマス・オヘア・キンタナ国連北朝鮮人権状況特別報告者に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

ジョゼフ・カンナタチ国連人権理事会「プライバシーの権利」特別報告者に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

国連の特別報告者と国連の総意に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

座り込みで抗議する新基地反対派の市民が一般の方々であるか否かに関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員前原誠司提出東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染事業に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出吉野復興大臣の「指摘されて初めてわかった」ことに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出中国公船から飛行したと見られるドローンによるわが国領空への侵入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出国連人権理事会の特別報告者であるケナタッチ氏の書簡に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出テロ等準備罪に対する国連特別報告者の書簡に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出国連人権理事会の特別報告者に対する政府の定義に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

五月三十日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

官民データ活用推進基本法第八条第六項の規定に基づく世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の報告

自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「平成二十八年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十八年度食育推進施策」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十八年度観光の状況」に関する報告

観光立国推進基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十九年度観光施策」についての文書

交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告

交通政策基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十九年度交通施策」についての文書

参議院

会議

五月三十一日（水曜日）午前十時　本会議

議案提出

五月三十日衆議院から次の議案が提出された。

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案（衆第一八号）

議案受領

五月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第百九十二回国会閣承認第一号、衆議院継続審査）

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第三号）

通知書受領

五月三十日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律

答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出子宮頸がんワクチンに関する質問に対する答弁書（第一一五号）

報告書及び文書受領

五月三十日内閣から、官民データ活用推進基本法第八条第六項の規定に基づく世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の報告を受領した。

また、同日内閣から、自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「平成二十八年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十八年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、観光立国推進基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十八年度観光の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十九年度観光施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、交通政策基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十八年度交通の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十九年度交通施策」についての文書を受領した。

国立国会図書館

辞令

内田　晴康　神尾真知子　高橋　秀樹

国立国会図書館職員倫理審査会委員を委嘱する（各通）（五月三十一日）

○国立国会図書館告示第一号

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十九年六月一日

国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件の一部を改正する件

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「八十八円」を「八十九円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年六月一日から施行する。

2　この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

人事異動

内閣

（博覧会推進室長）経済産業事務官　武田　家明

博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずる

（大臣官房付）同　井上　学

博覧会国際事務局総会日本政府代表を免ずる

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　伊原　純一

（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　勝田　智明

国際労働機関第百六回総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十九年六月三十日までとする（各通）